

## 第46号議案

蒲郡市公立学校設置条例の一部改正について

蒲郡市公立学校設置条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和6年6月14日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市公立学校設置条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市立西浦小学校及び蒲郡市立西浦中学校を廃止し、蒲郡市立西浦学園を設置するため提案する。

## 蒲郡市公立学校設置条例の一部を改正する条例

蒲郡市公立学校設置条例（昭和３９年蒲郡市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第２条の表蒲郡市立西浦小学校の項及び蒲郡市立西浦中学校の項を削り、同表に次のように加える。

|          |             |
|----------|-------------|
| 蒲郡市立西浦学園 | 蒲郡市西浦町宮地２番地 |
|----------|-------------|

附 則

（施行期日）

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 蒲郡市立西浦学園の設置のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（蒲郡市公立学校通学区域審議会条例の一部改正）

- 蒲郡市公立学校通学区域審議会条例（昭和４４年蒲郡市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に、「小・中学校」を「公立学校」に改める。

第３条第１号及び第２号中「小・中学校」を「公立学校」に改める。

（蒲郡市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正）

- 蒲郡市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例（平成２５年蒲郡市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（蒲郡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

- 蒲郡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成１４年蒲郡市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(蒲郡市博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 6 蒲郡市博物館の設置及び管理に関する条例（昭和 6 2 年蒲郡市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考第 1 項中「の生徒」の次に「その他これらに準ずる者」を加える。

(蒲郡市なくそう犯罪安全なまちづくり推進条例の一部改正)

- 7 蒲郡市なくそう犯罪安全なまちづくり推進条例（平成 1 5 年蒲郡市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。